

市町村に提出する

給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書

目 次

| | |
|--------------------------------------|---|
| 1. ま と め | 1 |
| 2. 給与支払報告書（個人別明細書） | 1 |
| 3. 給与支払報告書（総括表） | 3 |
| 4. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収 | 5 |
| 5. 市町村所在地一覧表 | 9 |

—給与支払報告書の提出範囲について—

個人住民税の給与支払報告書は所得税の源泉徴収票と提出範囲が異なり、前年中に給与等を支払ったすべての従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）について、次のとおり翌年1月31日※までに提出してください。

※1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となります。

- ・在職者[すべての従業員等]…翌年1月1日現在の従業員等住所地市町村に提出
- ・退職者[前年支払額30万円超]…退職日現在の従業員等住所地市町村に提出

—個人住民税の特別徴収（給与からの差し引き）について—

翌年4月1日現在に在職する従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）の給与所得に対する個人住民税は、法令により特別徴収（給与からの差し引き）が義務付けられていますので、特別徴収の徹底にご協力をお願いします。

※普通徴収（個人納付）の対象は、翌年3月31日までの退職者や、毎月給与の支払がない従業員等に限られます。

—電子申告（eLTAX）による給与支払報告書及び源泉徴収票の一括提出について—

電子申告（eLTAX）を利用して個人住民税の給与支払報告書と所得税の源泉徴収票の同時作成・一括送信することで、給与支払報告書は従業員等の住所地市町村に、源泉徴収票は給与支払者の所轄税務署にそれぞれ提出できますので、電子申告（eLTAX）による提出をお願いします。

※基準年（前々年）に提出すべき所得税の源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合は、電子申告（eLTAX）等により給与支払報告書を提出する義務があります。

滋賀県、兵庫県
京都府、奈良県 市・町・村
大阪府、和歌山県

1. ま と め

この手引書は、個人住民税の基礎資料となる給与支払報告書等の作成方法や提出方法をまとめたもので、市町村へ提出していただく調書は次のとおりとなります。

なお、給与支払報告書の入手場所については、市町村へお問い合わせください。

※個人住民税の給与支払報告書は所得税の源泉徴収票と提出範囲が異なり、前年中に給与等を支払ったすべての従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）について、提出が必要です。

| 調書の種類 | 提出が必要となる場合 | 提出先 | 提出期限 |
|---|--|--|------------------------|
| 給与支払報告書 (個人別明細書) | 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に、俸給、給料、賃金、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金その他これらの性質を有する給与を支払った場合 当該給与の受給者分（市町村提出用1枚を提出してください。) | 受給者の令和6年1月1日現在の住所地の市町村の担当課へ提出してください。提出先市町村の所在地は「5.市町村所在地一覧表」(9～14ページ)に記載してあります。 | 令和6年 1月31日(水) まで |
| 給与支払報告書 (総括表) | 上記、個人別明細書を提出していただく場合（提出する市町村別に1枚ずつ添付してください。） なお、市町村によっては、葉書等で送付する場合がありますので、それを利用してください。 | | |
| 給与支払報告に係る 特別徴収 給与所得者異動届出書 (給与支払報告に係る 異動届出書と特別徴収 に係る異動届出書 が同じ様式になって います。) | ①個人別明細書を提出後、転勤、退職等の理由によって給与の支払を受けなくなった場合 ②特別徴収税額のある方が、転勤、退職等の理由によって給与の支払を受けなくなった場合 | 給与の支払を受けなくなった受給者の住所地の市町村の担当課へ提出してください。提出先市町村の所在地は「5.市町村所在地一覧表」(9～14ページ)に記載してあります。 なお、特別徴収税額のある方で、令和5年1月1日と令和6年1月1日の住所地が異なる場合は2部作成のうえ、各々の関係市町村へ提出してください。 | 異動があった月の翌月 10日まで |

2. 給与支払報告書（個人別明細書）

- ① 提出期限……………令和6年1月31日（水）
- ② 提出先……………受給者の令和6年1月1日現在の住所地の市町村へ提出してください。
提出先市町村の所在地は「5.市町村所在地一覧表」(9～14ページ)に記載してあります。
- ③ 書き方……………給与支払報告書（個人別明細書）は、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票と規格・様式を統一して、複写により同時に作成できる仕組みとなっています。
別冊「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照のうえ、以下の事項に留意して記載してください。

〈「摘要」欄の記載における留意事項〉

○前年中途就職者である場合

前職給与等を通算して年末調整された場合は、前職給与支払者の名称・所在地・退職年月日・支払金額・源泉徴収税額・社会保険料等を、記載例を参考に記載してください。

※「中途就・退職」欄にも、該当区分に「○」及び就職日を記載してください。

○同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者である場合

同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、氏名・同一生計配偶者である旨を記載してください。

※「障害者の数」欄にも、障害者である同一生計配偶者の人数を含めて記載してください。

○租税条約に基づいて源泉所得税等の免除を受ける場合

租税条約による教授等又は学生・事業修習者等の免税の対象となる給与等を居住者に支払った場合は、従業員等から提出された租税条約に関する届出書を基に、免税対象額・該当条項「○○条約○○条該当」を記載してください。

※従業員等の「住所又は居所」欄には外国における住所を、「支払金額」欄には免税対象額も含めて、外国人の場合は「外国人」欄に「○」を、それぞれ記載してください。

○控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合

扶養親族の氏名を記載（16歳未満の場合は氏名の後に「(年少)」を記載）し、氏名の前には括弧書きの数字を付してください。

○所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、対象となる同一生計配偶者又は扶養親族の氏名等を記載してください。

ただし、「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄・「控除対象扶養親族」欄・「16歳未満の扶養親族」欄に対象となる同一生計配偶者又は扶養親族の氏名を記載した場合は、記載を省略できます。

○退職手当等の支払を受ける配偶者（合計所得金額133万円以下の者に限る）又は扶養親族がいる場合は、その者の氏名、配偶者又は扶養親族である旨、生年月日、住所及び合計所得金額の見積額を記載するとともに、その者が障害者又は特別障害者である場合、非居住者である場合にはそれぞれその旨を、納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨を記載し、氏名の前には（退）を付してください。

〈控除対象配偶者・扶養親族に関する各欄の記載における留意事項〉

○「(源泉・特別)控除対象配偶者」・「控除対象扶養親族」・「16歳未満の扶養親族」について、該当の欄にそれぞれ個人番号を記載してください。

○「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載し、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名との対応関係が分かるようにしてください。

○「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を記載し、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字又は（退）を付し、氏名との対応関係が分かるようにしてください。

記載例

⑥ 給与支払報告書(個人別明細書)

| | | |
|--|-------------------|---------------------------|
| 市区区分 | 0010 | |
| 住所 | 大阪市北区扇町 ○丁目○番○号 | |
| 氏名 | 大阪 一郎 | |
| 種別 | 支払金額 | 所得控除の合計額 |
| 給料・賞与 | 9,876,540 | 2,889,444 |
| 源泉徴収税額 | 7,788,886 | 308,600 |
| (源泉)控除対象配偶者の有無等 | 配偶者(特別)控除の有無等 | 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く) |
| 有 | 有 | 1 |
| 16歳未満扶養親族の数 | 障害者の数(本人を除く) | 非居住者である親族の数 |
| 5 | 1 | 1 |
| 社会保険料等の金額 | 生命保険料の控除額 | 地価保険料の控除額 |
| 887,200 | 104,444 | 27,800 |
| 住宅借入金等特別控除の額 | 250,000 | |
| (摘要) 神戸市中央区桜園町4丁目2番1号 株式会社花道商事 令和5年3月31日退職 (1) 兵庫 北男(年少)(非居住者) | | |
| 支払金額 | 975,000円 | 徴収税額 |
| 31,140円 | 社会保険料 | 126,945円 |
| 新生命保険料の金額 | 39,200 | 旧生命保険料の金額 |
| 33,333 | 介護保険料の金額 | 28,888 |
| 前個人年金保険料の金額 | 34,567 | 旧個人年金保険料の金額 |
| 41,111 | 住宅借入金等特別控除適用数 | 1 |
| 居住開始年月日(1回目) | 26 | 10 |
| 6 | 住宅借入金等特別控除区分(1回目) | 住 |
| 住宅借入金等特別控除可能額 | 25,000,000 | |
| 居住開始年月日(2回目) | 住宅借入金等特別控除区分(2回目) | 住宅借入金等特別控除可能額 |
| 配偶者の氏名 | 大阪 春子 | 配偶者の合計所得 |
| 565,000 | 基礎控除の額 | 所得金額調整控除額 |
| 137,654 | 16歳未満の扶養親族 | 1 |
| 1 | 大阪 三郎 | 個人番号 |
| 3:4:3:4:3:4:3:4:3:4 | 大阪 五郎 | 5:6:5:6:5:6:5:6:5:6 |
| 2 | 大阪 六郎 | 6:7:6:7:6:7:6:7:6:7 |
| 3 | 大阪 秋子 | 7:8:7:8:7:8:7:8:7:8 |
| 4 | 大阪 八郎 | 8:9:8:9:8:9:8:9:8:9 |
| 中途就・退職 | 受給者生年月日 | 昭和 42 年 7 月 10 日 |
| 健康保険 年 月 日 | 元号 | 昭和 42 年 7 月 10 日 |
| ○ 5 4 1 | 個人番号又は法人番号 | 9:8:7:6:5:4:3:2:1:0:9:8:7 |
| 住所(居所)又は所在地 | 大阪市北区中之島○丁目○番○号 | |
| 氏名又は名称 | 〇〇商事株式会社 | |
| 電話番号 | 06-xxxx-xxxx | |

電算処理の場合のご注意

「(源泉)控除対象配偶者の有無等」及び「未成年者」より右側の各欄(年月日記載部分を除く)は、該当する項目についてアスタリスク(*)を印字してください。

3. 給与支払報告書（総括表）

給与支払報告書（個人別明細書）を市町村に提出する場合には、そのまとめとして、提出する市町村ごとに、この総括表を1枚ずつ添付して提出してください。

書き方……次により□枠内に記載してください。

(ア) 「提出日」欄

提出年月日を記載してください。なお、再提出する場合は「1. 追加」「2. 訂正」のいずれかの番号を□枠に記載してください。

(イ) 「給与の支払期間」欄

報告人員に給与を支払った期間を記載してください。

(ウ) 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄

給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて右詰めで記載してください。

(エ) 「給与支払者の名称又は氏名」欄

給与支払者が法人である場合には名称を、個人である場合には氏名を記載してください。また、フリガナはカタカナで記載してください。

(オ) 「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称」欄

給与所得について所得税を源泉徴収している事務所又は事業所の名称を記載してください。

(カ) 「同上の所在地」欄

(オ)の事務所又は事業所の所在地を町名、番地等まで正確に記載してください。また、フリガナ及び郵便番号をそれぞれの欄に記載してください。

(キ) 「特別徴収関係書類の送付先」欄

(オ)の事務所又は事業所に関する関係書類の送付先が所在地と異なる場合に、送付先として町名、番地等まで正確に記載してください。

(ク) 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄

代表者の氏名（給与支払者が国の機関であるときは、経理責任者の職、氏名）を記載してください。

(ケ) 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄

この報告書について応答できる方の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。

(コ) 「関与税理士等の氏名、所在地及び電話番号」欄

関与税理士等へ依頼される場合は、関与税理士等の氏名、所在地及び電話番号を記載してください。

(サ) 「指定番号（給与支払者番号）」欄

市町村から通知を受けた、令和5年度特別徴収義務者指定番号を記載してください。新規に該当するため指定番号がない場合は「1. 新規」の番号を□枠に記載してください。

(シ) 「事業種目」欄

事業内容について記載してください。例えば、百貨店、建設業、不動産業、化粧品販売業等。

(ス) 「受給者総人員」欄

令和6年1月1日現在において給与の支払をする事務所又は事業所から、給与の支払を受けている者の在職者総人数（令和5年中の退職者を除く。）を記載してください。

(セ) 「報告人員」欄

提出先の市町村に「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人数を、特別徴収：住民税を給与から差し引きする人〔在職者〕、普通徴収：住民税を給与から差し引きできない人〔退職者・退職予定者、乙欄・その他〕に分けて記載してください。

※在職者は、パート・アルバイト、役員等を含め、すべて特別徴収の対象となります。

(ソ) 「所轄税務署」欄

所得税の源泉徴収を行っている事務所又は事業所を管轄する税務署名を記載してください。

(タ) 「給与の支払の方法及びその期日」欄

給与の支払方法を月給、週給、日給等の別と、その支払期日を毎月30日、毎週土曜日、毎日の

ように記載してください。

(チ) 「特別徴収納入書 必要・不要」欄

特別徴収（給与から差し引き）する住民税について、納入書を使用して納める場合は「1. 必要」を、eLTAX地方税共通納税システムや金融機関等の納入サービス（インターネットバンキング等）を使用し納入書を使用しない場合は「2. 不要」の番号を□枠に記載してください。

記載例

⑥ 給与支払報告書（総括表）

| | | | |
|------------------------------------|--|--|--|
| 大阪 市町村長 | | 受付印 | 指定番号 (給与支払者番号) 777777 |
| 提出日 | 令和 6 年 1 月 27 日 | 1.追加 2.訂正 | 1.新規以外の場合は指定番号を記入してください。 1.新規の場合は「1」を記入 - |
| 給与支払期間 | 令和 5 年 1 月分から 12 月分まで | | |
| 給与支払者の個人番号又は法人番号 | 9:8:7:6:5:4:3:2:1:0:9:8:7 | (右詰めで記入してください。) | |
| フリガナ | 〇〇ショウジカブシキカイシャ | 事業種目 | 各種商品小売 |
| 給与支払者の名称又は氏名 | 〇〇商事株式会社 | 受給者総人員 | 678 人 |
| 所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業所の名称 | 同上 | 特別徴収 住民税を給与から差し引きする人 | 511 人 |
| フリガナ | オオサカシキタクナカノシマ | 退職者 退職予定者 | 9 人 |
| 開上の所在地 | 〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 | 普通徴収 住民税を給与から差し引きできない人 | 0 人 |
| 特別徴収関係書類の送付先 (電話の届出番号・主たる住所を記入) | 〒541-0055 大阪府大阪市中央区船場中央 〇丁目〇番〇号 | 乙欄 その他 | 0 人 |
| 給与支払者が法人である場合の代表者の氏名 | 大阪 一郎 | 計 | 520 人 |
| 連絡者の氏名、フリガナ、所属課、氏名及び電話番号 | 所属課 総務課給与係 フリガナ ヨドガワ イチロウ 氏名 淀川 一郎 電話番号 06-xxxx-xxxx | 所轄税務署 | 大阪 税務署 |
| 関与税理士等の氏名、所在地及び電話番号 | 氏名 梅田 太郎 所在地 大阪府大阪市北区梅田〇丁目〇番〇号 〇〇税理士事務所 電話番号 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇 | 給与支払の方法及びその期日 | 月給 毎月25日 |
| | | 住民税を特別徴収(給与から差し引き)する場合、納入者の住所が変更された場合は、eLTAX地方税共通納税システムを利用する必要があります。 | 1.必要 納入書を使用して納入 2.不要 eLTAX地方税共通納税システムを利用 |

注) 給与支払報告書（個人別明細書）につけて1月31日までに提出してください。
 1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期日となります。
 注) 個人事業主の方は、個人番号を記入してください。本表を提出する際は、番号及び身元確認書類の提示又は提出（確認書類又はその写し）が必要です。
 注) 普通徴収として給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収切替理由書を使用する等、提出先各市町村の提出方法を確認してください。
 注) 訂正する場合は二重線で抹消してください。
 注) 番号記入箇所は該当する番号を記入してください。

個人住民税の普通徴収への切り替え等について

個人住民税の特別徴収（給与からの差し引き）について、従業員等を雇用する事業主（給与支払者）は、毎年4月1日現在において在職するすべての従業員等（アルバイト・パート・役員等を含みます。）について、所得税の源泉徴収と同様に毎月従業員等に支払う給与から個人住民税を差し引いて、従業員等に代わって市町村へ納入していただくことになっています。ただし、特別徴収できない理由に当てはまる従業員等は、普通徴収（個人で納付）とすることができます。普通徴収とすることができる条件等については、15ページをご覧ください。（給与支払者や従業員等の意思により普通徴収とすることはできませんので、ご注意ください。）

4. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

この届出書は、一つの様式で「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」と「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」とを兼ねています。

したがって、令和5年1月1日と令和6年1月1日現在の住所が異なる場合を除いては、この届出書を1部提出していただくことにより両方の異動届となります。

なお、給与所得者が退職した場合、特別徴収税額のうち給与から差し引けなくなった税額を退職金などから差し引いて納める制度（6ページの(オ)欄参照）が設けられていますが、この制度を適用される場合も、この届出書によって行うことになります。

- ① 提出しなければならない方……………令和6年1月1日以後、退職、転勤等の理由により給与の支払を受けなくなった方。

※ 給与の支払を受ける方について、住所のみの異動があった場合の届出は不要です。

- ② 提出先……………給与の支払を受けなくなった受給者の住所地の市町村へ提出してください。

提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」（9～14ページ）に記載してあります。

なお、給与の支払を受けなくなった方のうち、令和5年度の特別徴収税額のある方で、令和5年1月1日と令和6年1月1日の住所地が異なる場合は、令和5年1月1日の住所地の市町村へは、特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和6年1月1日の住所地の市町村へは、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出してください。

- ③ 提出期限……………異動があった月の翌月10日まで。

- ④ 書き方……………次により記載してください。

(ア) 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。

(イ) 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄

- (1) 「所在地」・「名称」・「個人番号又は法人番号」欄

給与の支払者の所在地、名称及び個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて右詰めで記載してください。

- (2) 「担当者」欄

この届出書について応答できる方の氏名及び課、係名と電話番号を記載してください。

- (3) 5年度、6年度の「特別徴収指定番号」欄、「宛名番号」欄

5年度、6年度欄にそれぞれ市町村から通知を受けた特別徴収義務者指定番号及び特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）に記載している宛名番号を記載してください。

(ウ) 「給与所得者」欄

- (1) 「氏名」欄

姓名とも正確に、また、結婚等により姓が変わった場合には、新姓も記載してください。

- (2) 「生年月日」欄

生年月日を記載してください。なお、元号は該当番号を□枠に記載してください。

- (3) 「個人番号」欄

個人番号を記載してください。

- (4) 「住所」欄

- 「1月1日現在」欄には、令和6年1月1日現在の住所を記載してください。

なお、令和5年度の特別徴収税額のある方で、令和5年1月1日と令和6年1月1日の住所地が異なる場合は、令和5年1月1日現在の住所地の市町村へは、特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和6年1月1日現在の住所地の市町村へは、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出いただくこととなりますので、この場合には、特別徴収に係る給与所得者異動届出書には、令和5年1月1日現在の住所を、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書には、令和6年1月1日現在の住所を記載してください。

- 退職に伴う転居により住所が異なる場合は、「異動後」欄に新しい住所を記載してください。

- 住所が団地、アパート等の場合には、棟番号、室番号まで正確に記載してください。

(5) 「(ア)特別徴収税額(年税額)」欄

市町村から通知された年税額を記載してください。

(6) 「(イ)徴収済税額」欄

すでに徴収した月分と税額を記載してください。

(7) 「(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)」欄

未徴収の月分と税額を記載してください。

(8) 「異動年月日」欄

「異動の事由」が発生した年月日を記載してください。

(9) 「異動の事由」欄

転勤・転籍、退職、死亡等の番号を□枠に記載してください。

また、異動の事由が「8. その他」の事由による場合は、下の□枠に理由を記載してください。

(10) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄

異動後の残税額について該当する項目の番号を□枠に記載してください。

※海外事業所への転勤・派遣等により出国される場合や、在留期間の満了等により退職し海外に帰国されるなどの場合は、徴収を予定していた税金の納税に関する事項を処理いただく方(納税管理人)を定め、届出いただく必要があります。届出先など詳しくは、市町村へお問い合わせください。

(エ) ①「特別徴収継続の場合」欄

給与所得者が、転勤等により新しい勤務先で特別徴収を希望する場合、新しい勤務先の所在地、名称、特別徴収指定番号、担当者及び法人番号をそれぞれ記載してください。

新しい勤務先での特別徴収事務を円滑に行っていただくため、新しい勤務先で特別徴収される月割額及び開始月をご連絡いただくようお願いいたします。連絡していただいた場合は、「新しい勤務先へは、月割額□□□□円を□月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。」欄にその旨を記載してください。

(オ) ②「一括徴収の場合」欄

特別徴収税額のある給与所得者の方が退職された場合において、特別徴収税額のうち残税額については、次により給与又は退職手当等が支払われた際にまとめて特別徴収義務者において徴収し、納入していただくことになります。

なお、残税額をまとめて徴収していただく場合は、残税額を超える給与又は退職手当等が5月31日(例えば、令和5年度個人住民税にあっては、令和6年5月31日)までに支払われるときに限ります。

- 退職の日が6月1日から12月31日までの間(例えば、令和5年度個人住民税にあっては、令和5年6月1日から令和5年12月31日までの間)の場合

退職した給与所得者から一括徴収の申出がある場合は、残税額をまとめて徴収してください。

- 退職の日が翌年1月1日から4月30日までの間(例えば、令和5年度個人住民税にあっては、令和6年1月1日から令和6年4月30日までの間)の場合

退職した給与所得者本人から一括徴収の申出がない場合であっても、残税額をまとめて徴収してください。

一括徴収する場合は、該当する理由の「1」又は「2」の番号を□枠に記載し、次の所要事項を記載してください。

- 「徴収予定額((ウ)と同額)」欄

給与の支払を受けないこととなる日又は一括徴収の申出日から5月31日までの間に支払を受けるべき給与又は退職手当等の額のそれぞれから徴収すべきものとして、未徴収税額の全額を記載してください。

そして、一括徴収税額は、徴収した月の翌月の10日までに、他の給与所得者に係る月割額と併せて納入していただきますが、この場合、何月分の月割額と併せて納入していただくかを「左記の一括徴収した税額は□月分(翌月10日納期限)で納入します。」欄に記載してください。

(カ) ③「普通徴収の（一括徴収しない）場合」欄

普通徴収の場合は、「1」から「3」の中から該当する理由の番号を□枠に記載してください。

記載例（転勤・転籍 特別徴収継続の場合）

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|---|---------------------------------|--|--|--|------------|---|--|--|--|--|
| 市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 道庁県民税 特別徴収 | | | | | | | | | | | | 整理番号 | |
| 受付印 6 | | 〒530-0005 大阪 市 北区 中之島 〇丁目 〇番 〇号 〇〇商事株式会社 個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 | | | | | | | | 総務課給与係 担 川 一 郎 06-xxxx-xxxx x x x x | | 5年度 特別徴収番号 元名号 777777 1 6年度 特別徴収番号 元名号 1 | |
| 氏名 大阪 太郎 生年月日 3 - 1 年齢 51 年 1 月 2 日 個人番号 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4 住所 大阪市中央区久太郎町 〇丁目 〇番 〇号 | | | (ア) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 2 月分まで 1 月分まで 5 月分まで 円 円 円 | | | (イ) 未徴収税額 139,600 (ウ) 異動年月日 令和 6 年 1 月 31 日 | | | 異動の事由 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 欠労 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 1 | | | 異動後の未徴収税額の徴収方法 □ 特別徴収継続 □ 一括徴収 □ 普通徴収 (本人が納付) | |
| ① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。） | | | | | | | | | | | | | |
| 〒551-0003 大阪市大正区千鳥 〇丁目 〇番 〇号 △△ショウジカブシカイシャ △△商事株式会社 | | 特別徴収指定番号 999999 | | 担 氏 佐藤 和泉 担 出 名 06-△△△△-△△△△ | | 新しい勤務先へは、 月割額 17,400 円 を 2 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう逆納済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 | | 受給者番号 1 | | 納入書の要否 1 番号を記入 □ 必要 □ 不要 | | | |
| ② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。） | | | | | | | | | | | | | |
| 番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降かつ特別徴収の継続の希望がないため。 徴収予定額 (ア) と (イ) と (ウ) を 名額に記入 左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。 | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。） | | | | | | | | | | | | | |
| 番号を記入 1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。 5年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収特付 3 一括徴収 4 その他 6年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収特付 3 一括徴収 4 その他 | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村民税処理欄 | | | | | | | | | | | | | |

記載例 (退職 一括徴収する場合)

注意事項
 1. 給与所得者等(個人)が退職する場合は、退職金(退職手当)の総額を「退職金(退職手当)の総額」として記入してください。
 2. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超える場合は、退職金(退職手当)の総額を「退職金(退職手当)の総額」として記入し、そのうち100万円を超える部分を「超過退職金(超過退職手当)の総額」として記入してください。
 3. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 4. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 5. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 6. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 7. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 8. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 9. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 10. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。

受付印 6

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号

530-0005

大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号

〇〇商事株式会社

大阪 市町村長 令和6年 3月2日

給与者 大阪 花子 浪速 242,200 181,900 60,300

特別徴収税額(年税額) 徴収済税額 未徴収税額(ア) (イ) (ウ)

例) 11月10日納期限分の場合→10月分

6月分 11月分 3月分 5月分

2月分 5月分 2月分 5月分

令和6年 2月28日

異動の事由

1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 五欠 6. 支払不定期 7. 支払不完了 8. その他

1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人が納付)

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者) 特別徴収指定番号 担氏名 当名電 担氏電 月割額 月分

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 徴収予定額(イ)と同額を右欄に記入 60,300 左記の一括徴収した税額は、3 月分(翌10日納期限)で納入します。

3 普通徴収の場合 (一括徴収しない) 場合 (1)及び(2)に当てはまらない場合に記入してください。)

1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が12月31日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 3. 死亡による退職のため。

市町村処理欄

記載例 (退職 普通徴収の(一括徴収しない)場合)

注意事項
 1. 給与所得者等(個人)が退職する場合は、退職金(退職手当)の総額を「退職金(退職手当)の総額」として記入してください。
 2. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超える場合は、退職金(退職手当)の総額を「退職金(退職手当)の総額」として記入し、そのうち100万円を超える部分を「超過退職金(超過退職手当)の総額」として記入してください。
 3. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 4. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 5. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 6. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 7. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 8. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 9. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。
 10. 退職金(退職手当)の総額が100万円を超えない場合は、超過退職金(超過退職手当)の総額を「0」として記入してください。

受付印 6

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号

530-0005

大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号

〇〇商事株式会社

大阪 市町村長 令和6年 11月2日

給与者 大阪 二郎 171,200 71,800 99,400

特別徴収税額(年税額) 徴収済税額 未徴収税額(ア) (イ) (ウ)

例) 11月10日納期限分の場合→10月分

6月分 11月分 3月分 5月分

10月分 5月分 2月分 5月分

令和6年 10月31日

異動の事由

1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 五欠 6. 支払不定期 7. 支払不完了 8. その他

1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人が納付)

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者) 特別徴収指定番号 担氏名 当名電 担氏電 月割額 月分

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 徴収予定額(イ)と同額を右欄に記入 99,400 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌10日納期限)で納入します。

3 普通徴収の場合 (一括徴収しない) 場合 (1)及び(2)に当てはまらない場合に記入してください。)

1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が12月31日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 3. 死亡による退職のため。

市町村処理欄

5. 市町村所在地一覧表 (府県別・五十音順)

令和5年9月1日現在

| 府県名 | 市町村名 | 市町村コード | 所在地 | 担当課 | 郵便番号 | 電話番号 | |
|-----|------|--------|--------------|---|-----------------|----------------|----------------|
| 滋賀県 | 【市】 | | | | | | |
| | オ | 大津市 | 252018 | 大津市御陵町3-1 | 市民税課 | 520-8575 | (077) 528-2721 |
| | | 近江八幡市 | 252042 | 近江八幡市桜宮町236 | 税務課 | 523-8501 | (0748) 36-5505 |
| | ク | 草津市 | 252069 | 草津市草津3-13-30 | 〃 | 525-8588 | (077) 563-1234 |
| | コ | 甲賀市 | 252093 | 甲賀市水口町水口6053 | 〃 | 528-8502 | (0748) 69-2128 |
| | | 湖南市 | 252115 | 湖南市中央1-1 | 〃 | 520-3288 | (0748) 71-2319 |
| | タ | 高島市 | 252123 | 高島市新旭町北畑565 | 〃 | 520-1592 | (0740) 25-8116 |
| | ナ | 長浜市 | 252034 | 長浜市八幡東町632 | 〃 | 526-8501 | (0749) 65-6524 |
| | ヒ | 東近江市 | 252131 | 東近江市八日市緑町10-5 | 市民税課 | 527-8527 | (0748) 24-5604 |
| | | 彦根市 | 252026 | 彦根市元町4番2号 | 税務課 | 522-8501 | (0749) 30-6140 |
| | マ | 米原市 | 252140 | 米原市米原1016番地 | 〃 | 521-8501 | (0749) 53-5115 |
| | モ | 守山市 | 252077 | 守山市吉身2-5-22 | 〃 | 524-8585 | (077) 582-1115 |
| | ヤ | 野洲市 | 252107 | 野洲市小篠原2100-1 | 〃 | 520-2395 | (077) 587-6040 |
| | リ | 栗東市 | 252085 | 栗東市安養寺1-13-33 | 〃 | 520-3088 | (077) 551-0106 |
| | 【町】 | | | | | | |
| | ア | 愛荘町 | 254258 | 愛知郡愛荘町愛知川72 | 税務課 | 529-1380 | (0749) 42-7690 |
| | コ | 甲良町 | 254428 | 犬上郡甲良町在士353-1 | 〃 | 522-0244 | (0749) 38-5064 |
| | タ | 多賀町 | 254436 | 犬上郡多賀町多賀324 | 税務住民課 | 522-0341 | (0749) 48-8113 |
| | ト | 豊郷町 | 254410 | 犬上郡豊郷町石畑375 | 税務課 | 529-1169 | (0749) 35-8119 |
| ヒ | 日野町 | 253839 | 蒲生郡日野町河原1-1 | 〃 | 529-1698 | (0748) 52-6570 | |
| リ | 竜王町 | 253847 | 蒲生郡竜王町小口3 | 〃 | 520-2592 | (0748) 58-3750 | |
| 京都府 | 【市】 | | | | | | |
| | ア | 綾部市 | 262030 | 綾部市若竹町8番地の1 | 税務課 | 623-8501 | (0773) 42-4235 |
| | ウ | 宇治市 | 262048 | 宇治市宇治琵琶33番地 | 〃 | 611-8501 | (0774) 22-3141 |
| | カ | 亀岡市 | 262064 | 亀岡市安町野々神8番地 | 〃 | 621-8501 | (0771) 25-5012 |
| | キ | 木津川市 | 262145 | 木津川市木津南垣外110番地9 | 〃 | 619-0286 | (0774) 75-1203 |
| | | 京田辺市 | 262111 | 京田辺市田辺80番地 | 〃 | 610-0393 | (0774) 64-1317 |
| | | 京丹後市 | 262129 | 京丹後市峰山町杉谷889番地 | 〃 | 627-8567 | (0772) 69-0180 |
| | | 京都市 | 261009 | 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階 | 市税事務所 法人税務担当 | 604-8171 | (075) 213-5246 |
| | シ | 城陽市 | 262072 | 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地 | 税務課 | 610-0195 | (0774) 56-4021 |
| | ナ | 長岡京市 | 262099 | 長岡京市開田1丁目1番1号 | 〃 | 617-8501 | (075) 955-9507 |
| | | 南丹市 | 262137 | 南丹市園部町小桜町47番地 | 〃 | 622-8651 | (0771) 68-0004 |
| | フ | 福知山市 | 262013 | 福知山市宇内記13番地の1 | 〃 | 620-8501 | (0773) 24-7024 |
| マ | 舞鶴市 | 262021 | 舞鶴市字北吸1044番地 | 〃 | 625-8555 | (0773) 66-1026 | |

| 府県名 | 市町村名 | 市町村 コード | 所在地 | 担当課 | 郵便番号 | 電話番号 | |
|-------------|---------|------------------------|--|----------------|----------------|----------------|--|
| 京 都 府 | ミ 宮津市 | 262056 | 宮津市字柳縄手345番地の1 | 税務・国保課 | 626-8501 | (0772) 45-1612 | |
| | ム 向日市 | 262081 | 向日市寺戸町中野20番地 | 税務課 | 617-8665 | (075) 874-2243 | |
| | ヤ 八幡市 | 262102 | 八幡市八幡園内75番地 | 税務課 市民税係 | 614-8501 | (075) 983-2164 | |
| | | 【町・村】 | | | | | |
| | イ 井手町 | 263435 | 綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67番地 | 税務課 | 610-0302 | (0774) 82-6163 | |
| | 伊根町 | 264636 | 与謝郡伊根町字日出651番地 | 住民生活課 | 626-0493 | (0772) 32-0503 | |
| | ウ 宇治田原町 | 263443 | 綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1 | 税住民課 | 610-0289 | (0774) 88-6633 | |
| | オ 大山崎町 | 263036 | 乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地 | 〃 | 618-8501 | (075) 956-2101 | |
| | カ 笠置町 | 263648 | 相楽郡笠置町大字笠置小字西通90番地の1 | 〃 | 619-1393 | (0743) 95-2302 | |
| | キ 京丹波町 | 264075 | 船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1 | 税務課 | 622-0292 | (0771) 82-3802 | |
| | ク 久御山町 | 263222 | 久世郡久御山町島田ミスノ38番地 | 〃 | 613-8585 | (075) 631-9926 | |
| | セ 精華町 | 263664 | 相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地 | 〃 | 619-0285 | (0774) 95-1916 | |
| | ミ 南山城村 | 263672 | 相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14番地1 | 税住民課 福祉課 | 619-1411 | (0743) 93-0103 | |
| | ヨ 与謝野町 | 264652 | 与謝郡与謝野町字加悦433番地 | 住民税務課 | 629-2498 | (0772) 43-9020 | |
| ワ 和束町 | 263656 | 相楽郡和束町大字釜塚小字生水14番地の2 | 税住民課 | 619-1295 | (0774) 78-3005 | | |
| 大 阪 府 | | 【市】 | | | | | |
| | イ 池田市 | 272043 | 池田市城南1丁目1番1号 | 課税課 | 563-8666 | (072) 754-6222 | |
| | 和泉市 | 272191 | 和泉市府中町二丁目7番5号 | 税務室 市民税担当 | 594-8501 | (0725) 41-1551 | |
| | 泉大津市 | 272060 | 泉大津市東雲町9番12号 | 税務課 | 595-8686 | (0725) 33-1131 | |
| | 泉佐野市 | 272132 | 泉佐野市市場東1丁目1番1号 | 〃 | 598-8550 | (072) 463-1212 | |
| | 茨木市 | 272116 | 茨木市駅前三丁目8番13号 | 市民税課 | 567-8505 | (072) 620-1614 | |
| | オ 大阪市 | 271004 | 大阪市中央区船場中央1丁目4番3-203号 船場センタービル3号館2階 | 船場法人 市税事務所 | 541-8551 | (06) 4705-2932 | |
| | 大阪狭山市 | 272311 | 大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1 | 税務グループ | 589-8501 | (072) 366-0011 | |
| | カ 貝塚市 | 272086 | 貝塚市島中1丁目17番1号 | 課税課 | 597-8585 | (072) 433-7250 | |
| | 柏原市 | 272213 | 柏原市安堂町1番55号 | 〃 | 582-8555 | (072) 972-1501 | |
| | 交野市 | 272302 | 交野市私部1丁目1番1号 | 税務室 (市民税係) | 576-8501 | (072) 892-0121 | |
| | 門真市 | 272230 | 門真市中町1番1号 | 課税課 市民税グループ | 571-8585 | (06) 6902-5898 | |
| | 河内長野市 | 272167 | 河内長野市原町1丁目1番1号 | 税務課 | 586-8501 | (0721) 53-1111 | |
| | キ 岸和田市 | 272027 | 岸和田市岸城町7番1号 | 市民税課 | 596-8510 | (072) 423-9418 | |
| サ 堺市 | 271403 | 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁目3番地1 (2階) | 〃 | 591-8701 | (072) 231-9755 | | |
| シ 四條畷市 | 272299 | 四條畷市中野本町1番1号 | 税務課 | 575-8501 | (072) 877-2121 | | |
| ス 吹田市 | 272051 | 吹田市泉町1丁目3番40号 | 市民税課 | 564-8550 | (06) 6384-1231 | | |

| 府県名 | 市町村名 | 市町村 コード | 所在地 | 担当課 | 郵便番号 | 電話番号 | |
|-------------|--------|--------------------|---------------------|--------------------|----------------|----------------|--|
| 大 阪 府 | セ 摂津市 | 272248 | 摂津市三島1丁目1番1号 | 市民税課 | 566-8555 | (06) 6383-1111 | |
| | 泉南市 | 272281 | 泉南市樽井1丁目1番1号 | 税務課 | 590-0592 | (072) 483-9031 | |
| | タ 大東市 | 272183 | 大東市谷川1丁目1番1号 | 課税課 | 574-8555 | (072) 870-0418 | |
| | 高石市 | 272256 | 高石市加茂4丁目1番1号 | 税務課 | 592-8585 | (072) 265-1001 | |
| | 高槻市 | 272078 | 高槻市桃園町2番1号 | 市民税課 | 569-8501 | (072) 674-7132 | |
| | ト 豊中市 | 272035 | 豊中市中桜塚3丁目1番1号 | 〃 | 561-8501 | (06) 6858-2133 | |
| | 富田林市 | 272141 | 富田林市常盤町1番1号 | 課税課 | 584-8511 | (0721) 25-1000 | |
| | ネ 寝屋川市 | 272159 | 寝屋川市本町1番1号 | 市民サービス部 (市民税担当) | 572-8555 | (072) 824-1181 | |
| | ハ 羽曳野市 | 272221 | 羽曳野市誉田4丁目1番1号 | 税務課 | 583-8585 | (072) 958-1111 | |
| | 阪南市 | 272329 | 阪南市尾崎町35番地の1 | 〃 | 599-0292 | (072) 471-5678 | |
| | ヒ 東大阪市 | 272272 | 東大阪市荒本北1丁目1番1号 | 市民税課 | 577-8521 | (06) 4309-3135 | |
| | 枚方市 | 272108 | 枚方市大垣内町2丁目1番20号 | 〃 | 573-8666 | (072) 841-1221 | |
| | フ 藤井寺市 | 272264 | 藤井寺市岡1丁目1番1号 | 税務課 | 583-8583 | (072) 939-1111 | |
| | マ 松原市 | 272175 | 松原市阿保1丁目1番1号 | 課税課 | 580-8501 | (072) 334-1550 | |
| | ミ 箕面市 | 272205 | 箕面市西小路4丁目6番1号 | 市民税室 | 562-0003 | (072) 724-6710 | |
| | モ 守口市 | 272094 | 守口市京阪本通2丁目5番5号 | 課税課 | 570-8666 | (06) 6992-1458 | |
| | ヤ 八尾市 | 272124 | 八尾市本町1丁目1番1号 | 市民税課 | 581-0003 | (072) 924-3822 | |
| | | 【町・村】 | | | | | |
| | カ 河南町 | 273821 | 南河内郡河南町大字白木1359番地の6 | 税務課 | 585-8585 | (0721) 93-2500 | |
| | ク 熊取町 | 273619 | 泉南郡熊取町野田1丁目1番1号 | 〃 | 590-0495 | (072) 452-1005 | |
| シ 島本町 | 273015 | 三島郡島本町桜井2丁目1番1号 | 〃 | 618-8570 | (075) 962-5414 | | |
| タ 太子町 | 273813 | 南河内郡太子町大字山田88番地 | 〃 | 583-8580 | (0721) 98-5517 | | |
| 田尻町 | 273627 | 泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 | 〃 | 598-8588 | (072) 466-5003 | | |
| 忠岡町 | 273414 | 泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号 | 〃 | 595-0805 | (0725) 22-1122 | | |
| チ 千早赤阪村 | 273830 | 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地 | 〃 | 585-8501 | (0721) 72-0083 | | |
| ト 豊能町 | 273210 | 豊能郡豊能町余野414の1 | 〃 | 563-0292 | (072) 739-3417 | | |
| ノ 能勢町 | 273228 | 豊能郡能勢町宿野28番地 | 理財課 | 563-0392 | (072) 734-0153 | | |
| ミ 岬町 | 273660 | 泉南郡岬町深日2000番地の1 | 税務課 | 599-0392 | (072) 492-2752 | | |
| | 【市】 | | | | | | |
| ア 相生市 | 282081 | 相生市旭1丁目1-3 | 税務課 | 678-8585 | (0791) 23-7128 | | |
| 明石市 | 282031 | 明石市中崎1丁目5番1号 | 市民税課 | 673-8686 | (078) 918-5013 | | |
| 赤穂市 | 282120 | 赤穂市加里屋81 | 税務課 | 678-0292 | (0791) 43-6803 | | |
| 朝来市 | 282251 | 朝来市和田山町東谷213-1 | 〃 | 669-5292 | (079) 672-3301 | | |
| 芦屋市 | 282065 | 芦屋市精道町7-6 | 課税課 | 659-8501 | (0797) 31-2121 | | |
| 尼崎市 | 282022 | 尼崎市東七松町1-23-1 | 市民税課 | 660-8501 | (06) 6489-6246 | | |

| 府県名 | 市町村名 | 市町村 コード | 所在地 | 担当課 | 郵便番号 | 電話番号 | |
|-------------|--------|------------|---------------------|------------------|----------|----------------|----------------|
| 兵 庫 県 | ア 淡路市 | 282260 | 淡路市生穂新島8番地 | 税務課 | 656-2292 | (0799) 64-0001 | |
| | イ 伊丹市 | 282073 | 伊丹市千僧1-1 | 市民税課 | 664-8503 | (072) 783-1234 | |
| | オ 小野市 | 282189 | 小野市中島町531番地 | 税務課 | 675-1380 | (0794) 63-1000 | |
| | カ 加古川市 | 282103 | 加古川市加古川町北在家2000番地 | 市民税課 | 675-8501 | (079) 421-2000 | |
| | | 加東市 | 282286 | 加東市社50番地 | 税務課 | 673-1493 | (0795) 42-3301 |
| | 加西市 | 282201 | 加西市北条町横尾1000番地 | 〃 | 675-2395 | (0790) 42-1110 | |
| | 川西市 | 282171 | 川西市中央町12-1 | 市民税課 | 666-8501 | (072) 740-1111 | |
| | コ 神戸市 | 281000 | 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号2階 | 法人税務課 (特別徴収) | 653-8770 | (078) 647-9401 | |
| | サ 三田市 | 282197 | 三田市三輪2-1-1 | 税務課 | 669-1595 | (079) 563-1111 | |
| | シ 宍粟市 | 282278 | 宍粟市山崎町中広瀬133番地6 | 〃 | 671-2593 | (0790) 63-3000 | |
| | ス 洲本市 | 282057 | 洲本市本町3-4-10 | 〃 | 656-8686 | (0799) 22-3321 | |
| | タ 高砂市 | 282162 | 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 | 課税課 | 676-8501 | (079) 442-2101 | |
| | | 宝塚市 | 282146 | 宝塚市東洋町1-1 | 市民税課 | 665-8665 | (0797) 71-1141 |
| | たつの市 | 282294 | たつの市龍野町富永1005-1 | 市税課 | 679-4192 | (0791) 64-3145 | |
| | 丹波市 | 282235 | 丹波市氷上町成松字甲賀1 | 税務課 | 669-3692 | (0795) 82-1001 | |
| | 丹波篠山市 | 282219 | 丹波篠山市北新町41 | 課税課 | 669-2397 | (079) 552-5306 | |
| | ト 豊岡市 | 282090 | 豊岡市中央町2-4 | 税務課 | 668-8666 | (0796) 21-9045 | |
| | ニ 西宮市 | 282049 | 西宮市六湛寺町10-3 | 市民税課 | 662-8567 | (0798) 35-3151 | |
| | | 西脇市 | 282138 | 西脇市下戸田128番地の1 | 税務課 | 677-8511 | (0795) 22-3111 |
| | ヒ 姫路市 | 282014 | 姫路市安田四丁目1番地 | 市民税課 | 670-8501 | (079) 221-2261 | |
| | ミ 三木市 | 282154 | 三木市上の丸町10-30 | 税務課 | 673-0492 | (0794) 82-2000 | |
| | | 南あわじ市 | 282243 | 南あわじ市市善光寺22番地1 | 〃 | 656-0492 | (0799) 43-5213 |
| | ヤ 養父市 | 282227 | 養父市八鹿町八鹿1675 | 〃 | 667-8651 | (079) 662-3164 | |
| | 【町】 | イ 市川町 | 284424 | 神崎郡市川町西川辺165-3 | 〃 | 679-2392 | (0790) 26-1012 |
| | | 猪名川町 | 283011 | 川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 | 〃 | 666-0292 | (072) 766-0001 |
| | | 稲美町 | 283819 | 加古郡稲美町国岡1丁目1番地 | 〃 | 675-1115 | (079) 492-1212 |
| カ 香美町 | | 285854 | 美方郡香美町香住区香住870-1 | 〃 | 669-6592 | (0796) 36-1113 | |
| 神河町 | | 284467 | 神崎郡神河町寺前64 | 〃 | 679-3116 | (0790) 34-0961 | |
| 上郡町 | | 284815 | 赤穂郡上郡町大持278 | 〃 | 678-1292 | (0791) 52-1113 | |
| サ 佐用町 | | 285013 | 佐用郡佐用町佐用2611-1 | 〃 | 679-5380 | (0790) 82-0662 | |
| シ 新温泉町 | | 285862 | 美方郡新温泉町浜坂2673-1 | 〃 | 669-6792 | (0796) 82-3113 | |
| タ 太子町 | | 284645 | 揖保郡太子町鵜280番地1 | 〃 | 671-1592 | (079) 277-1014 | |
| 多可町 | | 283657 | 多可郡多可町中区中村町123番地 | 〃 | 679-1192 | (0795) 32-2386 | |
| ハ 播磨町 | | 283827 | 加古郡播磨町東本荘1-5-30 | 〃 | 675-0182 | (079) 435-0355 | |
| フ 福崎町 | | 284432 | 神崎郡福崎町南田原3116-1 | 〃 | 679-2280 | (0790) 22-0560 | |

| 府県名 | 市町村名 | 市町村 コード | 所在地 | 担当課 | 郵便番号 | 電話番号 | |
|-------------|------|------------|------------------|-------------------|-------------|----------------|----------------|
| 奈 良 県 | 【市】 | | | | | | |
| | イ | 生駒市 | 292095 | 生駒市東新町8-38 | 課税課 | 630-0288 | (0743) 74-1111 |
| | ウ | 宇陀市 | 292125 | 宇陀市榛原下井足17番地の3 | 税務課 | 633-0292 | (0745) 82-8000 |
| | カ | 橿原市 | 292052 | 橿原市内膳町1丁目1番60号 | 市民税課 | 634-8509 | (0744) 47-2634 |
| | | 香芝市 | 292109 | 香芝市本町1397 | 税務課 | 639-0292 | (0745) 44-3307 |
| | | 葛城市 | 292117 | 葛城市柿本166 | 〃 | 639-2195 | (0745) 69-3001 |
| | コ | 御所市 | 292087 | 御所市1-3 | 〃 | 639-2298 | (0745) 62-3001 |
| | | 五條市 | 292079 | 五條市岡口1-3-1 | 〃 | 637-8501 | (0747) 22-4001 |
| | サ | 桜井市 | 292061 | 桜井市大字粟殿432-1 | 〃 | 633-8585 | (0744) 42-9111 |
| | テ | 天理市 | 292044 | 天理市川原城町605 | 〃 | 632-8555 | (0743) 63-1001 |
| | ナ | 奈良市 | 292010 | 奈良市二条大路南1丁目1-1 | 市民税課 | 630-8580 | (0742) 34-1111 |
| | ヤ | 大和郡山市 | 292036 | 大和郡山市北郡山町248-4 | 税務課 | 639-1198 | (0743) 53-1151 |
| | | 大和高田市 | 292028 | 大和高田市大字大中98番地4 | 税務課 市民税係 | 635-8511 | (0745) 22-1101 |
| | | 【町・村】 | | | | | |
| | ア | 明日香村 | 294021 | 高市郡明日香村大字橘21番地 | 住民課 | 634-0142 | (0744) 54-2282 |
| | | 安堵町 | 293458 | 生駒郡安堵町大字東安堵958 | 税務課 | 639-1095 | (0743) 57-1511 |
| | イ | 斑鳩町 | 293440 | 生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7-12 | 〃 | 636-0198 | (0745) 74-1001 |
| | オ | 王寺町 | 294250 | 北葛城郡王寺町王寺2丁目1-23 | 〃 | 636-8511 | (0745) 73-2001 |
| | | 大淀町 | 294420 | 吉野郡大淀町大字検垣本2090 | 〃 | 638-8501 | (0747) 52-5501 |
| | カ | 上北山村 | 294519 | 吉野郡上北山村大字河合330番地 | 住民課 | 639-3701 | (07468) 3-0223 |
| | | 河合町 | 294276 | 北葛城郡河合町池部1丁目1-1 | 税務課 | 636-8501 | (0745) 57-0200 |
| | | 川上村 | 294527 | 吉野郡川上村大字迫1335-7 | 総務税務課 | 639-3594 | (0746) 52-0111 |
| | | 川西町 | 293610 | 磯城郡川西町大字結崎28-1 | 税務課 | 636-0202 | (0745) 44-2211 |
| | | 上牧町 | 294241 | 北葛城郡上牧町大字上牧3350番地 | 〃 | 639-0293 | (0745) 76-2509 |
| | ク | 黒滝村 | 294446 | 吉野郡黒滝村大字寺戸77 | 住民生活課 | 638-0292 | (0747) 62-2031 |
| | コ | 広陵町 | 294268 | 北葛城郡広陵町大字南郷583-1 | 税務課 | 635-8515 | (0745) 55-1001 |
| | サ | 三郷町 | 293431 | 生駒郡三郷町勢野西1丁目1-1 | 〃 | 636-8535 | (0745) 43-7314 |
| | シ | 下市町 | 294438 | 吉野郡下市町大字下市1960 | 〃 | 638-8510 | (0747) 52-0001 |
| | | 下北山村 | 294501 | 吉野郡下北山村大字寺垣内983 | 住民課 | 639-3803 | (07468) 6-0001 |
| | ソ | 曾爾村 | 293857 | 宇陀郡曾爾村大字今井495-1 | 住民生活課 | 633-1212 | (0745) 94-2102 |
| | タ | 高取町 | 294012 | 高市郡高取町大字観覚寺990-1 | 税務課 | 635-0154 | (0744) 52-3334 |
| | | 田原本町 | 293636 | 磯城郡田原本町890-1 | 〃 | 636-0392 | (0744) 32-2901 |
| テ | 天川村 | 294462 | 吉野郡天川村沢谷60 | 住民課 | 638-0392 | (0747) 63-0321 | |
| ト | 十津川村 | 294497 | 吉野郡十津川村大字小原225-1 | 財政課 | 637-1333 | (0746) 62-0903 | |
| ノ | 野迫川村 | 294471 | 吉野郡野迫川村大字北股84 | 住民課 | 648-0392 | (0747) 37-2101 | |
| ヒ | 東吉野村 | 294535 | 吉野郡東吉野村大字小川99 | 税務保険課 | 633-2492 | (0746) 42-0441 | |

| 府県名 | 市町村名 | 市町村コード | 所在地 | 担当課 | 郵便番号 | 電話番号 | |
|------|-------|--------|----------------------|----------------------|----------|----------------|----------------|
| 奈良県 | 平群町 | 293423 | 生駒郡平群町吉新1丁目1-1 | 税務課 | 636-8585 | (0745) 45-1001 | |
| | 御杖村 | 293865 | 宇陀郡御杖村大字菅野368 | 住民生活課 | 633-1302 | (0745) 95-2001 | |
| | 三宅町 | 293628 | 磯城郡三宅町大字伴堂689 | 税務課 | 636-0213 | (0745) 44-3072 | |
| | 山添村 | 293229 | 山辺郡山添村大字大西151 | 住民課 | 630-2344 | (0743) 85-0043 | |
| | 吉野町 | 294411 | 吉野郡吉野町大字上市80-1 | 町民税務課 | 639-3192 | (0746) 32-3081 | |
| 和歌山県 | 【市】 | | | | | | |
| | ア | 有田市 | 302040 | 有田市箕島50 | 税務課 | 649-0392 | (0737) 22-3576 |
| | イ | 岩出市 | 302091 | 岩出市西野209 | 〃 | 649-6292 | (0736) 62-2141 |
| | カ | 海南市 | 302023 | 海南市南赤坂11番地 | 〃 | 642-8501 | (073) 483-8416 |
| | キ | 紀の川市 | 302082 | 紀の川市西大井338 | 〃 | 649-6492 | (0736) 77-2511 |
| | コ | 御坊市 | 302058 | 御坊市菌350 | 〃 | 644-8686 | (0738) 23-5504 |
| | シ | 新宮市 | 302074 | 新宮市春日1番1号 | 〃 | 647-8555 | (0735) 23-3333 |
| | タ | 田辺市 | 302066 | 田辺市新屋敷町1番地 | 〃 | 646-8545 | (0739) 26-9920 |
| | ハ | 橋本市 | 302031 | 橋本市東家1丁目1番1号 | 〃 | 648-8585 | (0736) 33-6212 |
| | ワ | 和歌山市 | 302015 | 和歌山市七番丁23番地 | 市民税課 | 640-8511 | (073) 435-1036 |
| | 【町・村】 | | | | | | |
| | ア | 有田川町 | 303666 | 有田郡有田川町大字下津野2018番地4 | 税務課 | 643-0021 | (0737) 52-2111 |
| | イ | 印南町 | 303909 | 日高郡印南町大字印南2570番地 | 〃 | 649-1534 | (0738) 42-1731 |
| | カ | かつらぎ町 | 303411 | 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160 | 〃 | 649-7192 | (0736) 22-0300 |
| | | 上富田町 | 304042 | 西牟婁郡上富田町朝来763 | 〃 | 649-2192 | (0739) 34-2371 |
| | キ | 北山村 | 304271 | 東牟婁郡北山村大沼42 | 総務課 | 647-1603 | (0735) 49-2331 |
| | | 紀美野町 | 303046 | 海草郡紀美野町動木287 | 税務課 | 640-1192 | (073) 489-5905 |
| | ク | 串本町 | 304280 | 東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5 | 〃 | 649-3592 | (0735) 62-0586 |
| | | 九度山町 | 303437 | 伊都郡九度山町九度山1190 | 〃 | 648-0198 | (0736) 54-2019 |
| | コ | 高野町 | 303445 | 伊都郡高野町大字高野山636番地 | 総務課 | 648-0281 | (0736) 56-3000 |
| | | 古座川町 | 304247 | 東牟婁郡古座川町高池673番の2 | 住民生活課 | 649-4104 | (0735) 72-0180 |
| | シ | 白浜町 | 304018 | 西牟婁郡白浜町1600 | 税務課 | 649-2211 | (0739) 43-5555 |
| | ス | すさみ町 | 304069 | 西牟婁郡すさみ町周参見4089 | 〃 | 649-2621 | (0739) 55-4800 |
| | タ | 太地町 | 304221 | 東牟婁郡太地町太地3767の1 | 総務課 | 649-5171 | (0735) 59-2335 |
| | ナ | 那智勝浦町 | 304212 | 東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1 | 税務課 | 649-5392 | (0735) 52-1094 |
| | ヒ | 日高町 | 303828 | 日高郡日高町高家626 | 〃 | 649-1213 | (0738) 63-3802 |
| | | 日高川町 | 303925 | 日高郡日高川町大字土生160番地 | 〃 | 649-1324 | (0738) 22-1701 |
| | 広川町 | 303623 | 有田郡広川町広1500 | 〃 | 643-0071 | (0737) 63-1122 | |
| ミ | みなべ町 | 303917 | 日高郡みなべ町芝742 | 〃 | 645-0002 | (0739) 72-2015 | |
| | 美浜町 | 303810 | 日高郡美浜町大字和田1138番地の278 | 〃 | 644-0044 | (0738) 23-4903 | |
| ユ | 湯浅町 | 303615 | 有田郡湯浅町青木668番地1 | 住民生活課 | 643-0002 | (0737) 64-1106 | |
| | 由良町 | 303836 | 日高郡由良町里1220の1 | 税務課 | 649-1111 | (0738) 65-1802 | |

個人住民税の主な改正について（令和6年度以降適用）

【森林環境税・森林環境譲与税の創設】

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（国税）及び森林環境譲与税が新たに創設されました。

森林環境税は国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、令和6年度より、市町村において個人住民税均等割と併せて年額で1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成26年度から10年間、個人住民税均等割に年額で1,000円が加算されていましたが、令和5年度で加算期間が終了します。

【特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子化】

特別徴収税額通知書については、現行制度において特別徴収義務者の選択により特別徴収義務者用の電子的送付（eLTAXを経由）が可能とされていますが、令和6年度より、これに加えて納税義務者用についても電子的送付が可能となり、市町村における電子的送付の対応が義務付けされます。

電子申告（eLTAX）により給与支払報告書を提出する際に、特別徴収義務者用・納税義務者用のそれぞれにつき、電子的送付の希望の有無を提出先の市町村に報告することにより、市町村から特別徴収税額通知書の電子的送付が行われます。

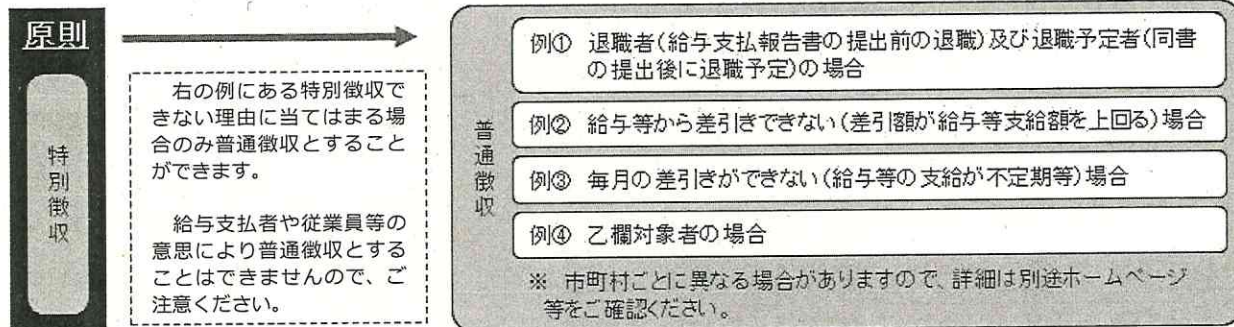
【給与所得者異動届出書の提出枚数の変更】

令和6年1月以降提出分より、給与所得者異動届出書の市町村提出用枚数が1人につき2枚から1枚に変更になります。

個人住民税の特別徴収について

給与支払者（事業主等）の皆さまには、従業員等の個人住民税の特別徴収（給与からの差引き）の徹底にご協力をいただいています。令和6年度の給与支払報告書の作成及び提出においても、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

なお、特別徴収できない理由に当てはまる従業員等は、普通徴収（個人で納付）とすることができます。普通徴収を選択する場合は、普通徴収への切替理由書や給与支払報告書に特別徴収できない理由等を明記して提出する必要があります。詳しくは、各市町村のホームページ等をご確認ください。



特別徴収とは、給与支払者（事業主等）が、従業員等の個人住民税を給与から差し引いて、市町村ごとに納入していただく制度です（地方税法第321条の4）。

●詳しくは、各市町村へお問い合わせください。